

## 米政策改革に向けて ⑤

～H16年度の米政策決定！～



新しい米政策をみんなで  
推進しましょう！

先月、宮之城町水田農業推進協議会が開催され、水田農業ビジョンと16年度の米政策が決定しました。16年度から19年度の4年間は、水田農業ビジョンの実現に向けた取組と農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへ移行するための取組を行いますので、農家のみなさん及び関係者のみなさんのご理解とご協力をよろしくお願い致します。以下、新しい米政策の概要です。

## 新しい米政策の概要

## 数量から面積に換算するための単収は10a当たり500kgに設定

県から配分される米の数量を、農業者へは面積に換算して配分します。その際の単収設定は、10a当たり500kgに決定しました。

## 作付面積の配分率

65%が基本です



| 階 | 層               | 配分方法と配分率            | 作付可能面積（例）                    |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------|
| A | 10a未満           | すべて作付可能             | すべて作付可能                      |
| B | 10a以上～15.5a未満   | 10aまで作付可能           | 10aまで作付可能                    |
| C | 15.5a以上～300a未満  | 一律65%作付可能           | 20aは13a, 100aは65a, 250aは163a |
| D | 300a以上～400a未満   | 一律110a差し引いた残面積に作付可能 | 300aは190a, 350aは240a         |
| E | 400a以上～500a未満   | 一律130a差し引いた残面積に作付可能 | 400aは270a, 450aは320a         |
| F | 500a以上～1,000a未満 | 一律150a差し引いた残面積に作付可能 | 500aは350a, 850aは700a         |
| G | 1,000a以上～       | 一律170a差し引いた残面積に作付可能 | 1,250aは1,080a, 1,480aは1,310a |

## 産地づくり対策の助成体系

※助成の条件

- ◆作付目標面積を達成し、『集荷円滑化対策』に加入した方。
- ◆担い手加算金は、水田農業ビジョンの担い手リストに掲載された方。
- ◆地区達成加算金は集落全体で作付目標面積を達成すること。

## 10a当たりの助成金額です

|                       |            |            |       |       |        |        |                    |        |
|-----------------------|------------|------------|-------|-------|--------|--------|--------------------|--------|
|                       | 3千円        | 最高6千円      | 最高7千円 | 最高8千円 | 最高10千円 | 最高28千円 | 最高55千円             | 最高58千円 |
| 助成なし                  | 地区達成加算金3千円 | 地区達成加算金3千円 |       |       |        |        | 重点作物特別対策（実績払い）13千円 |        |
| ①自己保全管理               | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ②調整水田                 | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ③永年性作物等（果樹、林地、農業用施設等） | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ④たばこ、野菜等              | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ⑤その他一般作物（小豆、なたね等）     | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ⑥麦、大豆、飼料作物、そば、わら専用稲等  | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ⑦その他一般作物（小豆、なたね等）     | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ⑧飼料作物、わら専用稲、稲発酵粗飼料    | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |
| ⑨麦、大豆、飼料作物、そば、わら専用稲等  | 3千円        | 4千円        | 5千円   | 7千円   | 5千円    | 7千円    | 7千円                |        |

## 団地化型（要件）

- ◆4ha以上の連担（国道・県道が入っても可）
- ◆1作物1ha以上の連担（麦・大豆・飼料作物・そば等）

|         |         |
|---------|---------|
| 大豆1ha   | 飼料作物1ha |
| 飼料作物1ha | そば1ha   |



## 土地利用集積型（要件）

- ◆飼料作物のみ
- ◆2つ以上の作業（耕起・播種）を1.5ha以上する場合は耕起・播種・収穫・乾燥を自作地・作業受託合わせて1ha以上する場合
- ◆技術メニューを6以上実施すること
- ◆利用計画・作業日誌を整備すること

以上、平成16年度の米政策の概要ですが、詳細なことについては農林課農政係にお問い合わせください。

また、このシリーズは11月号から掲載していますので保存されている方は再見いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

農林課農政係 ☎ 53-1111 内線261